

路外駐車場の届出等に関する  
事務の手引き

平成 23 年 12 月

広島県都市局都市政策課

## 目次 -

|     | 内容                           | ページ |
|-----|------------------------------|-----|
| 第1章 | 目的 . . . . .                 | 1   |
| 第2章 | 届出の対象となる駐車場の分類 . . . . .     | 2   |
| 第3章 | 手続きフロー . . . . .             | 4   |
| 第4章 | 様式集 . . . . .                | 8   |
| 第5章 | 広島県が市町へ移譲している事務の内容 . . . . . | 30  |
| 第6章 | 市町窓口部署一覧 . . . . .           | 31  |
| 第7章 | 参考 . . . . .                 | 32  |

## 第1章 目的

駐車場法（昭和三十二年五月十六日法律第百六号）及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第九十一号）（以下、「バリアフリー法」という）の規定に基づき，届出駐車場の届出等に関する事務を円滑かつ適正に処理するための必要事項を定めるものです。

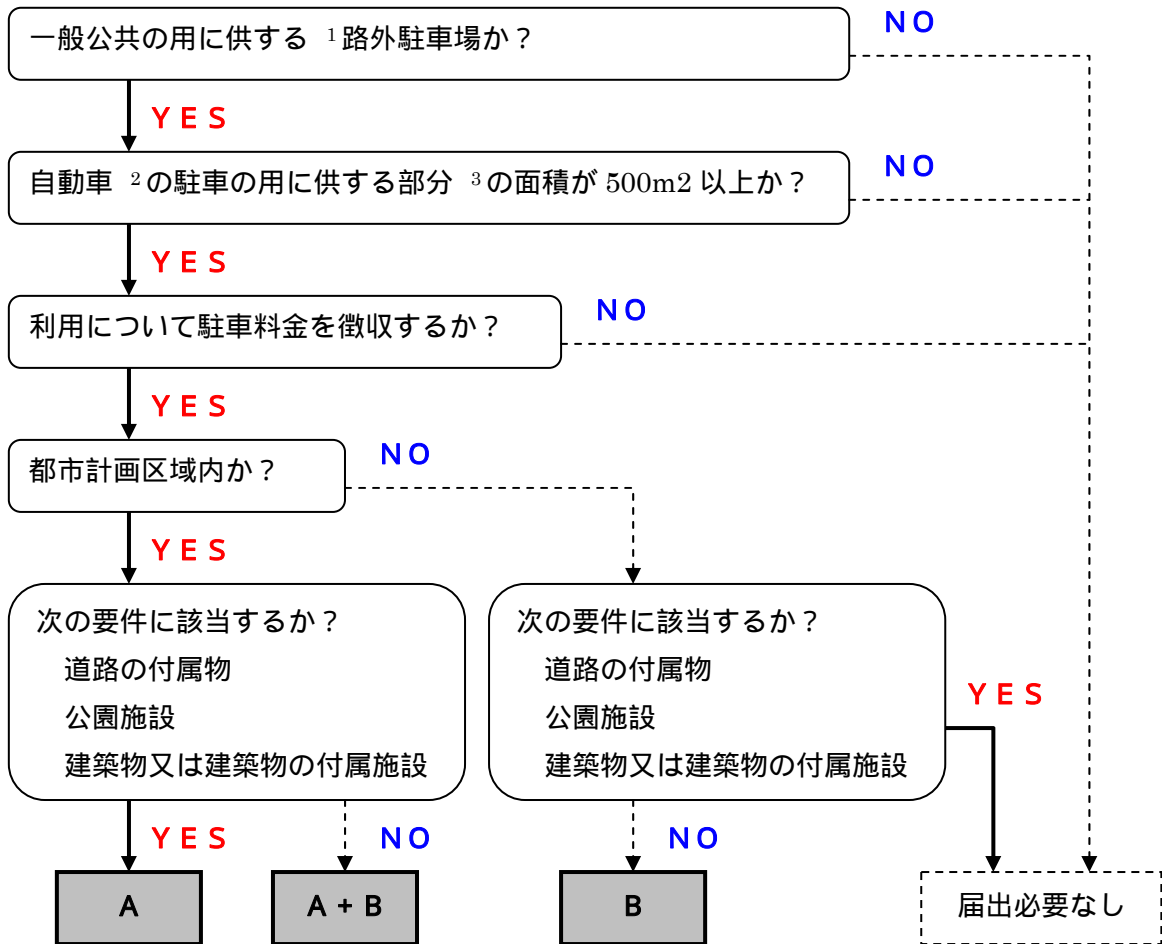
それぞれの法律の規定により一定要件に該当する路外駐車場を設置しようとする者は，県知事に届け出なければなりません。指定都市（広島市），中核市（福山市），特例市（呉市）にあってはそれぞれの長へ届け出ることとなっています。平成24年4月1日からは，駐車場法及びバリアフリー法の改正により，広島県内の全ての市にあってはそれぞれの長へ届け出ることとなります。

広島県では「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」を定め，届出の受理等の窓口事務を平成3年4月1日から全ての市町へ移譲しています。

また，バリアフリー法についても，平成20年10月1日から窓口事務を移譲していません。

この手引きは窓口事務の参考とするため県が定めるものですが，市町が独自に手引きなどを作成して運用を行うことを妨げるものではありませんので，詳細はそれぞれの市町の窓口へお問合せください。

## 第2章 届出の対象となる駐車場の分類



**A : 駐車場法に基づく届出**

**B : バリアフリー法に基づく届出**

1 一般の公共の用に供するとは、  
不特定多数の人が自由に利用できる駐車場が対象となります。一般的な時間貸し駐車場だけではなく、商業施設や病院等の駐車場についても対象になる場合があります。ただし、月極駐車場など、駐車場の一定区画を特定者に対し専用的に利用させる場合は対象となりません。

2 自動車とは、  
道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車が対象です。駐車場法の改正（平成18

年 11 月 30 日施行) により自動二輪車も対象となっています。

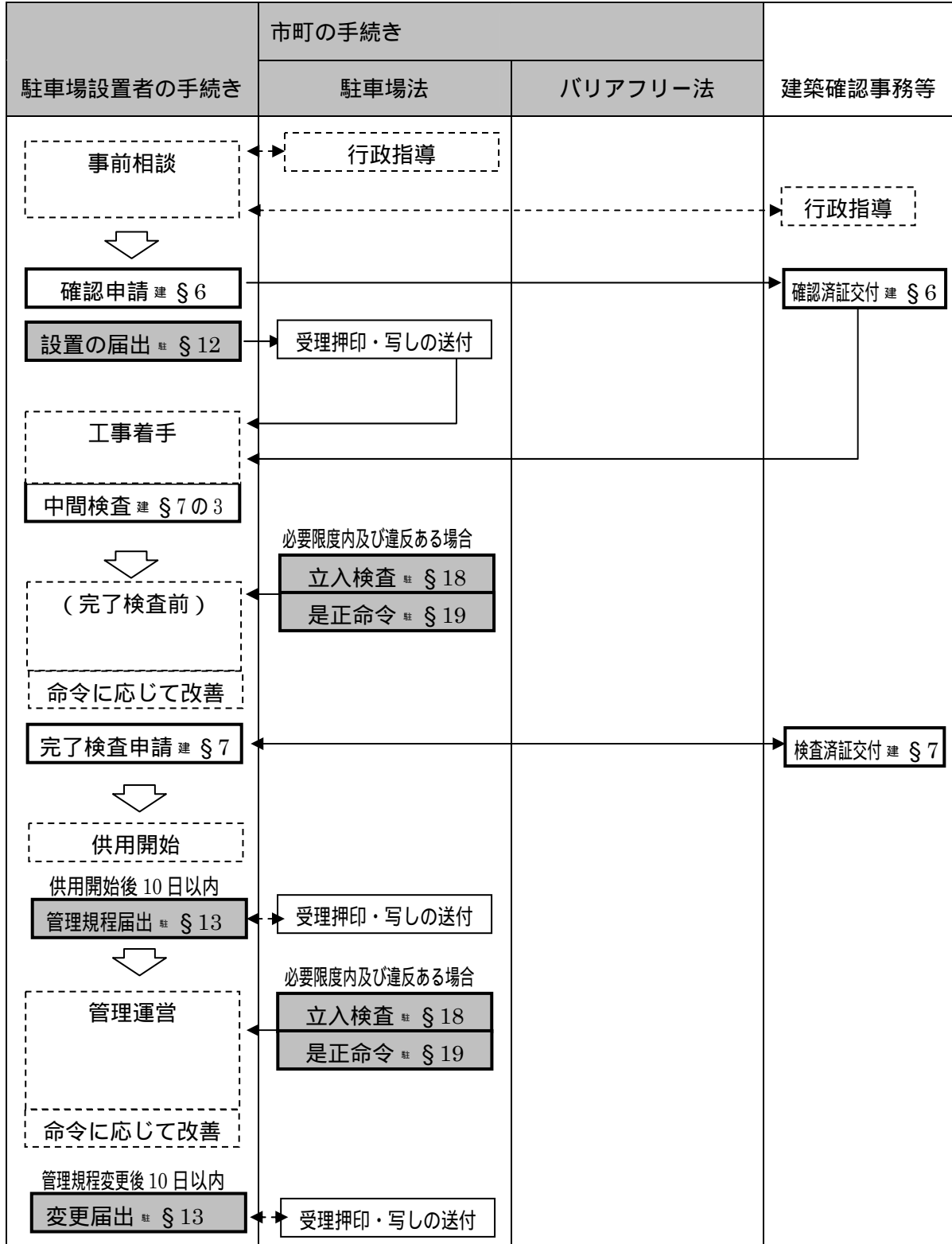
3 駐車の用に供する部分とは、

自動車を駐車し、格納する部分の面積の合計が対象となります。

路外駐車場のうち管理事務所、換気施設その他の附帯施設の用に供する部分の面積、自動車の出入に必要な部分の面積及び附帯施設の用に供する部分の面積等は控除します。

### 第3章 手続きフロー

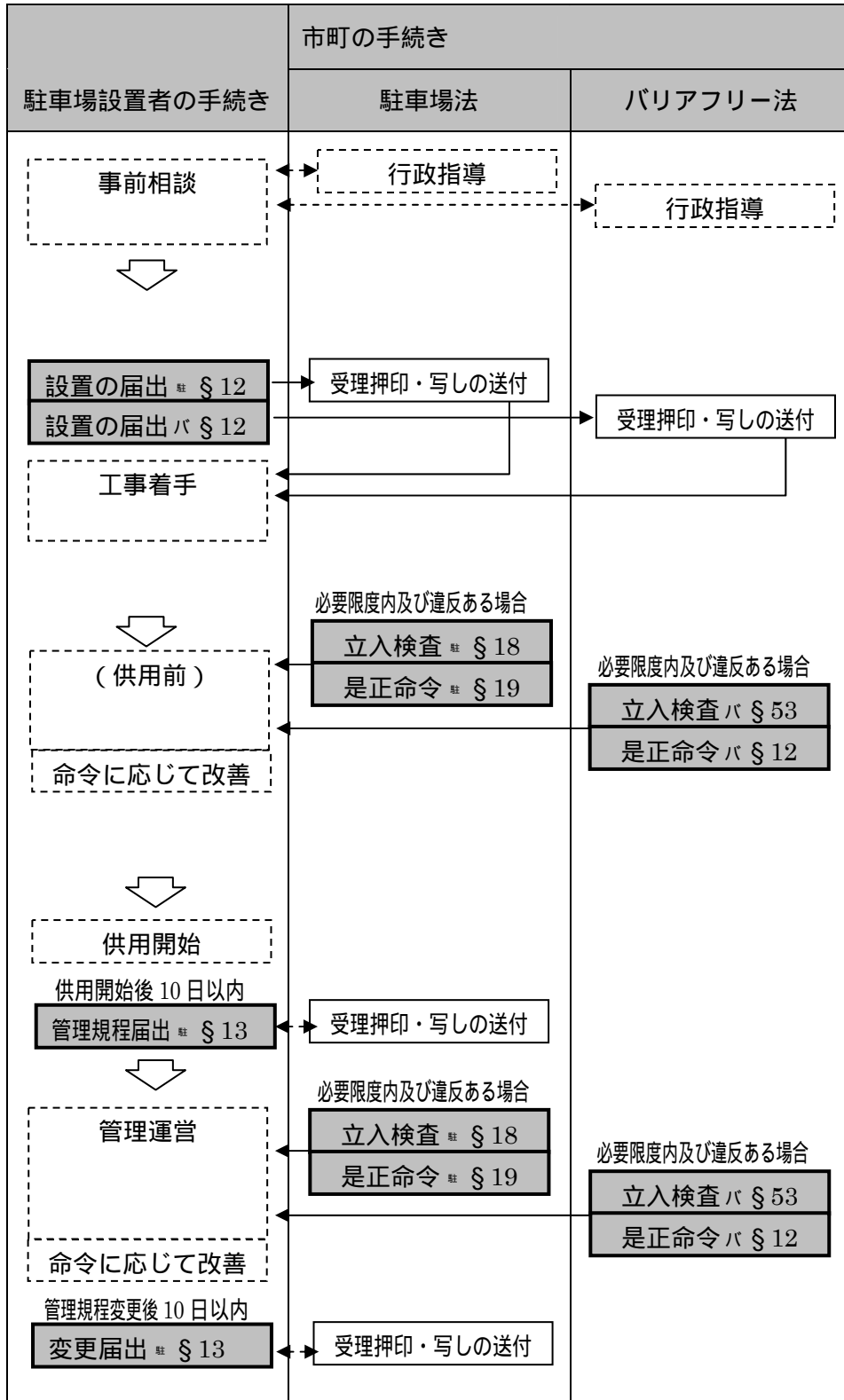
(1) Aの場合：第2章参照



凡例 註：駐車場法，バ：バリアフリー法，建：建築基準法

□：法定の手続き，□：当手引きの手続き，□：設置者の手続き等

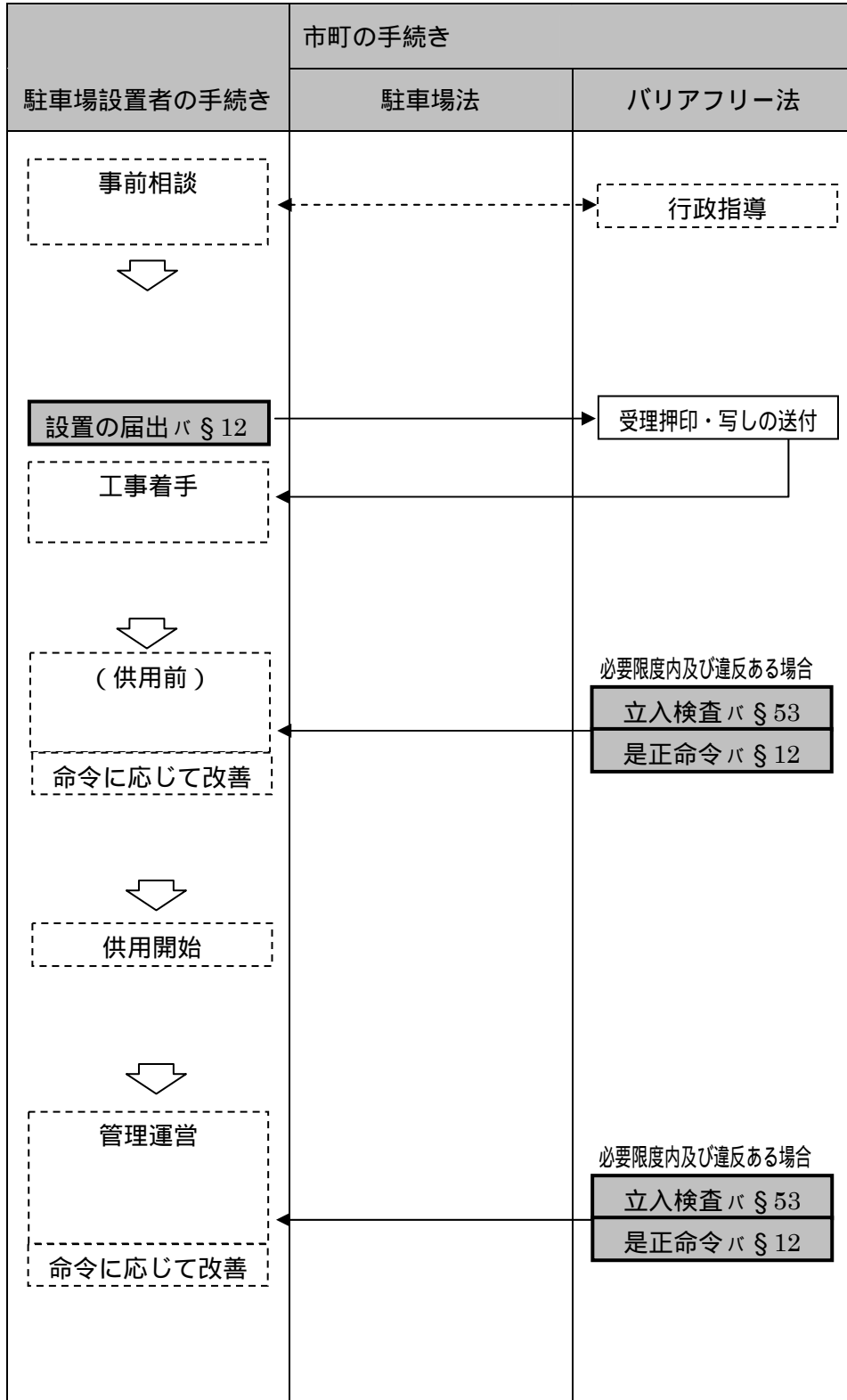
(2) A + Bの場合：第2章参照



凡例 註：駐車場法，バ：バリアフリー法，建：建築基準法

□：法定の手続き，□：当手引きの手続き，□：設置者の手続き等

(3) Bの場合：第2章参照



凡例 註：駐車場法，パ：バリアフリー法，建：建築基準法

□：法定の手続き，□：当手引きの手続き，□：設置者の手続き等



(4) 届出に必要な書類一覧表

| 届出事項        | 分類<br>第2章参照 | 時期                                    | 提出書面, 図面等<br>罫線枠で囲んだ書面は所定の様式有(様式の符号はこの手引き内を参照)  | 参照箇所  |
|-------------|-------------|---------------------------------------|---|---|
| 設置(変更)の届出   | A           | 路外駐車場の設置前又は届け出た事項を変更しようとするとき          | 路外駐車場設置(変更)届出書 様式1<br>位置図(縮尺1/10,000以上の地形図)<br>平面図(縮尺1/200以上)<br>各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図(縮尺1/200以上)<br>図面, には駐車場法及び各省令で規定された事項, 技術的基準を満足していることが確認できるように明示してください   | 駐車場法第12条<br>同法施行令第7~15条<br>同法施行規則第2条  |
|             | A + B       | 路外駐車場(特定路外駐車場)の設置前又は届け出た事項を変更しようとするとき | 路外駐車場設置(変更)届出書 様式1<br>位置図(縮尺1/10,000以上の地形図)<br>平面図(縮尺1/200以上)<br>図面 には駐車場法及び各省令で規定された事項, 技術的基準を満足していることが確認できるように明示してください。<br>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面 様式2<br>平面図(縮尺1/200以上)<br>図面 にはバリアフリー法及び各省令で規定された事項, 技術的基準を満足していることが確認できるように明示してください | 駐車場法第12条<br>同法施行令第7~15条<br>同法施行規則第2条<br><br>バリアフリー法第12条<br>同法施行規則第7条<br>路外駐車場移動等円滑化基準   |
|             |             | B                                     | 特定路外駐車場の設置前又は届け出た事項を変更しようとするとき  | 特定路外駐車場設置(変更)届出書 様式3<br>位置図(縮尺1/10,000以上の地形図)<br>平面図(縮尺1/200以上)<br>図面 にはバリアフリー法及び各省令で規定された事項, 技術的基準を満足していることが確認できるように明示してください |
| 管理規定(変更)の届出 |             | 路外駐車場の供用開始後又は届け出た事項を変更したときから10日以内     | 路外駐車場管理規定の(変更)届出書 様式4<br>管理規定   | 駐車場法第13条<br>同法施行令第16条<br>同法施行規則第3, 4条   |
| 休止(再開)の届出   |             | 路外駐車場の全部又は一部の供用を休止したとき又は再開したときから10日以内 | 路外駐車場休止(再開)届出書 様式5  | 駐車場法第14条  |
| 廃止の届出       |             | 路外駐車場の全部又は一部の供用を廃止したとき又は再開したときから10日以内 | 路外駐車場廃止(再開)届出書 様式6  | 駐車場法第14条  |

: 移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令